

# 介護福祉士国家資格における 経過措置について

---

# 平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者に 係る経過措置登録について、 **令和4年度末** に期限が到来します。

- ▶平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士国家試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から5年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられている。
- ▶平成29年度の経過措置登録については、**令和4年度末に期限が到来**。
- ▶経過措置登録を受けている者は、期限到来により介護福祉士の資格の効力を失う。
- ▶登録を継続する場合は、**有効期限から14日以内に社会福祉振興・試験センターへ届出が必要**。  
※平成29年度措置業者は、**令和5年4月14日**まで
- ▶詳細は、試験センターのホームページを御確認ください。

[https://www.sssc.or.jp/touroku/info/info\\_keikakigen.html](https://www.sssc.or.jp/touroku/info/info_keikakigen.html)

### 注意！

- ・届出を行わず、資格登録を失効したにも関わらず、介護福祉士の名称を用いて業務を続けた場合、罰則を受けることとなります。
- ・また、介護福祉士の配置を要件としている介護、障害福祉サービス等の報酬の加算の適用を受けることができないこととなります。

# 介護福祉士国家資格における経過措置について

令和5年1月16日  
社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

各都道府県・地方厚生（支）局介護福祉士養成施設ご担当者様

介護福祉士国家資格における令和4年度末に期限を迎える経過措置登録者に係る  
周知について（依頼）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2の規定の施行により、平成29年度以降、介護福祉士養成施設卒業者については、介護福祉士試験に合格していない場合でも卒業年度の翌年度から5年経過日までは介護福祉士資格を有することを可能とする経過措置が設けられている。

今般、当該規定の施行後初めて5年が経過し、平成29年度の介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置登録について、令和4年度末に期限が到来する。

当該期間（平成29年4月1日～令和5年3月31日）において、試験に合格していない者で介護福祉士の登録を受けている者については、この5年間継続して介護等の業務に従事した場合には、介護業務従事届等を届出することで介護福祉士として登録を継続することができ、令和5年4月14日までに社会福祉振興・試験センターに対して各種届出書を提出する必要がある。

仮に、届出を行わず、資格登録を失効したにも関わらず、介護福祉士の名称を用いて業務を続けた場合には、罰則の適用を受けることとなるほか、介護福祉士の配置を要件としている介護、障害福祉サービス等の報酬の加算の適用を受けることができないこととなる。

については、管内市町村等関係機関に対して、周知をお願いしたい。

なお、平成30年度卒業生は令和5年度末に、令和元年度卒業生は令和6年度末に期限を迎えるため、期限を迎えた際には同様に手続きが必要となることを申し添える。

（参考1）経過措置登録者の状況等（令和4年8月時点）

平成29年度介護福祉士養成施設卒業者のうち経過措置登録者：812名  
うち、平成30～令和3年度までの試験合格者：261名  
うち、休業届出者：19名  
うち、未届者：532名（状況に応じて届出等が必要※参考2参照）

※社会福祉・振興試験センターでは、本年（令和4年）7月中旬に、届出が必要である旨を本人あてに通知（郵送）済み

（参考2）令和4年度末に経過措置が到来する者の取扱い

(1)令和4年度（第35回）試験までに合格した場合には、特段の対応は不要。

(2)試験不合格者のうち、

- ① 5年間、介護等の業務に従事している場合、「5年間の介護等業務従事届」及び従事していることを証明する書類の提出が必要
- ② 介護等の業務に従事していない場合（5年に満たない場合を含む）、休業の届出又は、資格登録失効届の提出及び登録証の返納が必要

（参考3）経過措置登録者の期限到来日

卒業年度	期限到来日※
平成29年度	令和5年3月31日
平成30年度	令和6年3月31日
平成31年度	令和7年3月31日
令和2年度	令和8年3月31日
令和3年度	令和9年3月31日

※休業のため届出を行い、資格登録有効期限の延期が認められた場合には、上記期限到来日に休業期間を加えた日まで